住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令
- （イ） 第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - （a） 新築されたもの
    - （b） 建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （c） 新築されたもの
    - （d） 建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （e） 新築されたもの
    - （f） 建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
  - （a） 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
  - （b） （a） 以外

の規定に基づき、下記の家屋 令和 7 年 10 月 1 日 （ハ）新築 （ニ）取得 が

この規定に該当するものである旨を証明します。

見本

申請者の住所	東京都葛飾区立石××－××－××
申請者の氏名	葛飾 太郎
家屋の所在地	東京都葛飾区 △△ 丁目 △△ 番地
取得の原因（移転登記の場合）	売買 競落

葛都住証第 ＊＊＊＊ 号

令和 7 年 10 月 22 日

葛飾区長 **青 木 克 徳**